

平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 農林水産部

農林水産政策課

監査の結果	平成23年度の集落営農促進対策事業補助金(農業用共同利用機械等購入補助金)について、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含めた購入経費に補助率を乗じて交付決定額を算定し、その交付決定に当たっては、消費税法上の補助金額の調整に係る条件を付していないが、一般的に補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、消費税額の計算上、控除対象仕入税額として仕入税額控除できる場合があり、その結果、補助金に含まれる消費税相当額を負担しなかったことになるときは、補助金額の調整を要する場合が考えられるため、同補助金の交付決定に当たっては、所要の条件を付すなど、消費税法を考慮した事務処理に改められたい。
措置の内容	補助対象事業者が消費税の課税事業者である可能性がある場合は、交付申請の際に課税事業者であるかどうかを確認し、課税事業者であれば、機械等の購入経費から控除対象仕入税額を差し引いた額に補助率を乗じて得た額を交付することとした。

(2) 建設部

市営住宅課

監査の結果	市営住宅の施設管理上の損害賠償に係る示談に当たって、当該損害賠償金の全額が保険会社から直接被害者に支払われることを理由に地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分としての取扱いをしていない。この点について、保険会社から支払われた損害賠償金の額を限度に地方公共団体は当該損害賠償金の支払義務を免れるため、専決処分としての取扱いは必要ないという考え方がある一方、同法第96条第1項第13号が議会の議決事件として「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」を規定しているのは、地方公共団体としての責任の所在を明らかにし、損害賠償金額の適正を図るという趣旨であり、損害賠償金の全額が保険会社から直接被害者に支払われる場合であっても、当該示談は専決処分としての取扱いが必要であるという見解があるため、市営住宅の施設管理
-------	--

	上の損害賠償に係る示談に当たっては、専決処分としての取扱いの可否を検討の上、所要の改善に取り組みたい。
措置の内容	損害賠償の額の決定については、損害賠償金の支払という予算執行の有無ではなく、市としての損害賠償責任額の有無により取り扱うこととした。

(3) 河芸総合支所
地域振興課

監査の結果	河芸漁港背後地除草業務委託(その2)に係る業者選定に当たって、津市競争入札参加資格者名簿に登載されている土木一式を希望する市内業者のうち、地域要件を適用し、河芸地域の格付区分がC及びDの業者を選定していたが、平成21年度以降1者のみの応札で、平成23年度の1平方メートル当たりの委託料相当額は152.3円となる一方、杜の街市有地除草業務等委託に係る業者選定に当たっては、同名簿に登載されている屋外清掃(草刈り)を希望する市内及び準市内業者のすべてを選定しており、平成23年度は17者が応札した結果、1平方メートル当たりの委託料相当額は31.5円で5分の1程度となっていた。これらの業務委託の仕様を比較すると、土地の形状等に違いはあるものの、その他の仕様に大きく異なる点はなく、予算の効率的な執行を確保する観点から、河芸漁港背後地除草業務委託(その2)に係る業者選定の在り方を見直されたい。
措置の内容	河芸漁港背後地除草業務委託については、予算の効率的な執行を確保する観点から一括して指名競争入札にて発注することとし、業者選定にあつては、津市競争入札参加資格者名簿に登載されている土木一式を希望する市内業者のうち、地域要件を適用し、河芸地域の格付区分がAからDまでの業者を指名することとした。

(4) 安濃総合支所
地域振興課

監査の結果	サンヒルズ安濃の管理室に設置されている金庫内の保管物を調査したところ、平成22年1月から10月にかけて当該施設内で拾得した現金2,291円を保管していたが、遺失者が
-------	--

	判明しないときは、遺失物法第4条第1項に基づき、速やかに警察に提出しなければならないものであって、所要の手続を行うとともに、当該施設内の拾得物については、適正に取り扱われたい。
措置の内容	保管していた現金にあっては速やかに警察に提出し、所要の手続を行った。また、当該施設内において拾得物があった場合は、遺失物法に基づき適正に取り扱うこととした。

(5) 消防本部

消防総務課

監査の結果	救急車両による物損事故に係る示談に当たって、過失割合による損害賠償責任額（相手側135万円：市側22万円）の相殺の結果、市が損害賠償金を支払う必要がないことを理由に地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分としての取扱いをしていない。この点について、損害賠償金の支払という予算の執行を伴わないため、専決処分としての取扱いは必要ないという考え方がある一方、同法第96条第1項第13号が議会の議決事件として「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」を規定しているのは、地方公共団体としての責任の所在を明らかにし、損害賠償金額の適正を図るという趣旨であり、過失割合による損害賠償責任額の相殺の結果、損害賠償金を支払う必要がない場合であっても、当該示談は専決処分としての取扱いが必要であるという見解があるため、物損事故に係る示談に当たっては、専決処分としての取扱いの可否を検討の上、所要の改善に取り組まされたい。
措置の内容	損害賠償の額の決定については、損害賠償金の支払という予算執行の有無ではなく、市としての損害賠償責任額の有無により取り扱うこととした。

(6) 教育委員会事務局

久居事務所

監査の結果	市立久居中学校におけるグラウンド施設に係る修繕業務について、久居事務所は、平成23年4月8日から5月10日にかけて、グラウンドの南フェンス、排水設備等4件の修繕
-------	--

	<p>業務を、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約によりそれぞれ発注していた。これらの修繕業務の予定価格の総額は、当該随意契約を締結できる予定価格の限度額を超えるものであり、同事所に4件の修繕業務を各別に発注した理由について聴取したところ、同校の要望を受けて早急な対応が必要であったと説明しているが、これらの修繕業務の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕業務の発注の在り方を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>修繕業務の在り方については、各学校との連携を密にすることにより、修繕が必要な箇所を早期に把握し、計画的に発注を行うよう改めた。</p>

(7) 指定管理者（所管部局）

リバーパーク真見管理組合（白山総合支所地域振興課）

ア 基本協定に係る報告について

監査の結果	<p>リバーパーク真見管理組合（以下「管理組合」という。）は、基本協定書の仕様書の定めるところにより、利用者数の実績、利用申込みの状況のほか、市所有の物品現在高について市に報告する必要があるが、これを報告していないため、管理組合に対し、報告の徹底を指導されたい。</p>
措置の内容	<p>管理組合に対して指導を行い、利用者数の実績、利用申込みの状況のほか、市所有の物品現在高について報告がなされることとなった。</p>

イ ホームページの管理について

監査の結果	<p>管理組合のホームページの「お問い合わせ」に掲載している滞在型施設の短期使用に係る利用料金の額は、平成19年4月1日の改定前のものであり、また、「滞在型農園だより」に掲載している申込方法は、リバーパーク真見条例施行規則に定める手続とは異なる内容であったため、管理組合に対し、早急に訂正するよう指導されたい。</p>
措置の内容	<p>管理組合に対して指導を行い、ホームページの「お問い合わせ」に掲載している滞在型施設の短期使用に係る利用料金の額</p>

及び「滞在型農園だより」に掲載している申込方法について訂正がなされた。